

論文

自由主義者たちと民法典論争

重松 優*

はじめに

明治22(1889)年、ギュスターヴ・ボアソナード(G. Boissonade)が起草した、わが国はじめての民法典をめぐる、法曹界を賛成派と反対派に二分する大論争が起こった。「民法典論争」、あるいは同時期の商法典論争とあわせて「法典論争」として伝えられる事件である。3年に及んだ論戦の結果、最初期の帝国議会が法典施行延期法案を可決し、政府が法典編纂のやり直しとボアソナード民法の放棄を決定した経緯は広く知られている。しかし、民法典論争の詳細には、いまだ不明の点も少なくない。本稿では、ボアソナード民法と民法典論争について、植木枝盛、中江兆民、大井憲太郎ら自由主義者たちと自由党⁽¹⁾が、どのような姿勢をとっていたのか考察したい。

民法典論争研究は半世紀以上の歴史があるけれども、論争の性格如何をめぐる、主にふたつの見解に分かれ対立してきた。ひとつは星野通氏に代表される主張である。星野氏は、ボアソナード民法が近代性を体现する革新的法典であったという認識のもと、民法典論争を「ブルジョア自由主義」と「半封建的国家主義思想」、

家制度における「西洋文化受容の進歩主義」と「伝統尊重の保守主義」などの多層的なイデオロギー相克として高く評価した⁽²⁾。これに対して中村菊男氏は、ボアソナードたちが完成させた第一草案に、元老院が著しい修正を施した過程に着目した。中村氏によれば、明治民法とかわらないほど保守的な内容に改変された法典をめぐる、イデオロギーを主因とする論争は成り立ちえない。民法典論争の現実、実際の法文から乖離して、イギリス・フランス両学派の派閥対立などに、より大きく動機付けられた水かけ論だったと、中村氏は批判したのである⁽³⁾。

星野氏と中村氏はボアソナード民法人事編の解釈を中心に、はげしく議論を戦わせた。昭和27(1952)年にはじまった両氏の論戦は、いずれも自説を撤回しないまま終息したが、民法草案の変質という中村氏の新しい問題提起を、星野氏も肯定せざるを得なかった。そして現在も、中村説がより支持を受け、民法典論争は法学者たちの内輪喧嘩として理解されることが多い⁽⁴⁾。

しかし民法典論争は、決して学界に限定された出来事ではなかった。民法は社会生活の根本を規定するのであるから世間の少なからぬ関心を呼び、当時、多くの新聞雑誌が法典施行延期

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程1年

派、あるいは断行派に与して社説を掲げた。そして、何より論争の帰着を決したのは、法典延期法案の採決に票を投じた帝国議会の議員たちではなかったか。これまで、法典論争関係資料を体系的に収集・整理したのは星野通氏ひとりであったが、その労作である『民法典論争資料集』も学術誌数誌の紹介にとどまり、一般誌の論説や雑報記事なども含めた資料の全体像はまったく不明のままである。こうした資料上の不備のため、先行研究では民法典論争の学術論争としての側面ばかりが、捉えられてきたのではないだろうか。当時、衆議院で一大勢力をもっていた自由党とその関係者の動向は、第一に検討されて然るべき問題だと思われる。

本稿の目論見のもうひとつは、民法典論争におけるイデオロギー問題の再考である。「イデオロギー」がもはや時代遅れの概念であるならば、求めるべき日本の社会制度、理想像をめぐる思想戦といいかけてもよい。これまではイデオロギー論争があったか（星野氏）なかったか（中村氏）が民法典論争評価の境界線となりながらも、最もイデオロギッシュであった人々への視点が不十分であった。つまり、一方では伝統回帰、国権伸張を唱えた保守主義者たち、また一方では欧米の思想・制度に範をとる自由民権運動の旧活動家たちが、民法典論争でどのような役割を果たしたのか、先行研究ではごく限定的に触れられるばかりで、総合的な評価は下されていない⁽⁵⁾。

現在の有力説の主唱者である中村氏は、星野氏らの「自由主義的イデオロギーと絶対主義的イデオロギーの対立が、明治20年代までも持続したという先入観⁽⁶⁾」を批判している。たしかに明治10年代以降、自由派が弱体化、保守

化の途をたどった過程は、政治史上も指摘されるところである。しかし、「自由主義イデオロギー」が、民法典論争開始の明治22年までに根を絶たれ、イデオロギー対立が解消されていたといえるのか、この点は十分に検証されていない。中村説は、イデオロギー的色彩をおびた論調を、法文と無関係に繰り広げられた誤謬あるいは言いがかりの類として、その存在に全く背を向けていたように思われる⁽⁷⁾。だが、誤謬や言いがかりにしろ、当時の社会認識の発露なのであるから、民法典論争研究から安易に排除できないのはもちろんである。そしてまた、イデオロギーが論争の性格を左右するほどの問題ではなかったとするならば、その理由は、自由主義勢力の凋落という大勢のみならず、個々の思想家、活動家のレベルでも追求されるべきであろう。

管見の限りでは、自由党幹部で事前に法典論を新聞雑誌に発表していたのは、植木枝盛、中江兆民、大井憲太郎の三人のみであったようだ。そして、彼らは一様に、法典施行延期法案が可決される第三議会の開会までに、政治の表舞台を退いていたのである。本稿では、自由主義イデオロギーの担い手であった三人の民法論と動向を検討し、彼らが民法典論争で果たした役割を考えたい。

第1節 自由派民法論の背景

明治22(1889)年4月27日、帝国大学法科卒業生の親睦団体で、イギリス法学者の根城といわれた「法学士会」は、上野精養軒で春季総会を開いた。この席で公布間近のボアソナード民法について、反対運動の開始が全会一致で決議されたとき、民法典論争の火蓋が切られたので

ある。5月中旬には「法典編纂二関スル法学士会ノ意見」と題され、横浜始審裁判所長岡村輝彦、大審院検事山田喜之助、代言人（明治26年弁護士法制定までの弁護士の呼称）元田肇の執筆による小冊子が完成した⁶⁾。会員たちは編纂作業の拙速、法典の内容的不備、伝統慣習の未消化を批判するこの上申書を携えて、さかんに有力者を訪問し、法典排斥を説いた。法学士会意見書は多くの新聞雑誌に転載され、また会員たちの運動ぶりも報じられて⁹⁾、法典延期説は広く世に知られたのである。

民法典論争は、明治初年から並びたってきたイギリス、フランス法学派の軋轢が、頂点に達した結果であった。自由派と法律との関係もまた、決して浅いものではない。明治7(1873)年4月、高知県に誕生したばかりの自由党勢力は、元司法省大検事警保頭の島本仲道を所長として、立志社に「法律研究所」を付設した。これが日本における代書代言社の先駆であり、在野法曹の歴史は自由党とともに始まったといえる。島本はさらに同年7月、大阪北浜での北洲舎設立にも参画して、その舎長となった。北洲舎は、明治初期最大の代言人結社として訴訟代言を請け負い、また代言人養成も行った。自由党の法律家の多くは、これらの「法律学舎」と呼ばれた組織の出身者であった¹⁰⁾。

自由派民法論形成の背景としては、こうした在野法曹としての地道な活動に加えて、明治20年の三大事件建白運動を考えねばならない。井上馨の鹿鳴館外交と条約改正交渉をきっかけにはじまった、この大規模な政府批判運動の際に、自由党は、はじめて法典問題に目を向けたように思われる。当時、多くの意見書が世に出たが、そのなかに高知県人民総代名義の建白書

がある。これは植木枝盛が筆をとり¹¹⁾、土佐自由党の領袖、片岡健吉が元老院へ提出したもので、自由派でも最有力の見解としていいだろう。同建白書では、条約改正の要件として、西洋の司法原則にもとづく法典整備と、条約批准後2年以内の公布、16ヶ月以内の英文による通知を約したことが批判的となった。「通知」はただ「告知」とどまらず、「泰西の元則」による鑑査をゆるすことになり、今後の改正の際にも同様の譲歩がせまられるであろう。そして「若し一たび之を許さば、立法権も亦外人の手に帰し、日本帝国独立の主権は果して何くに在る乎、斯の如きは則ち土耳其尚之を為さず。唯埃及に於て之を見る耳。我堂々たる日本帝国にして、埃及亡国の轍に倣ふ、辱焉より大なるは莫きなり¹²⁾」と、政府の法典編纂への姿勢が、痛烈に攻撃されたのである¹³⁾。

明治10年代の弾圧によって解党状態にあった自由派は、三大事件建白運動を契機に息を吹き返すのだが、中村菊男氏も主張した通り、その過程で運動の焦点は、立憲政治の実現から国権回復、対外強硬論に移っていった。自由派の人々を安易に欧化主義の信奉者と考えることはできない。彼らの心のうちでは、自由主義と国家意識が矛盾することなく並立していたのではないだろうか。元老院で法典草案を変容させた保守思想は、自由派とも無縁ではなかったのである¹⁴⁾。

さて、別表1¹⁵⁾が、筆者の調査で見いだした、民法典論争が継続した明治22年5月から25年6月までに、新聞雑誌に発表された自由派民法論の一覧である。明治25年5月に第三議会の議員発言で展開された民法論については、紙数の都合により後考を俟つこととしたい。徳

富蘇峰は自由党党员ではなかったが、その主張が自由主義イデオロギーをよく反映したことから、『国民之友』掲載の論説を本表に併載した。また、明治23年秋の帝国議会開設の頃に、政府筋のドイツ流国家主義の喧伝と、一部の自由党右派議員が「国民自由党」を名乗って分派したことに際して、自由党の論客が批判をいくつか試みたものを、「参考」として挙げている。

筆者の調査は資料を網羅するにはいたらず、また自由派新聞雑誌の一部は散逸しており、表1の論説が自由派民法論の全てであると断言はできない。ただ、第三議会で幾人かの自由党議員が法典延期論を唱えたけれども、それまでの院外での議論は法典支持説にほぼ一致していたことは、自由党関係者がボアソナード民法に概して同情的であったことを示しているのではなからうか。しかし一方で、法典問題について党としての議論、主張はおこらなかつた。そして、実質7件という自由派民法論の数は、決して多くはない。法学者たちは法典論争のために雑誌を創刊し、毎号の紙面が延期、断行の両説で沸騰していた。また法律家ならずとも、保守主義者では陸羯南が9件、保守党中正派が5件⁶⁶の民法論を残したが、植木枝盛が2件、中江兆民と大井憲太郎が1件ずつという数字は如何様にも少ない。この数的事実ひとつによっても、自由党にとっての法典問題の位置を、暗示しているように思われる。

第2節 植木枝盛とエミール・アコラス

法典問題にはじめて意見を表明した自由党関係者は、前述の三大事件建白書の起草者、植木枝盛⁶⁷であったと思われる。明治17(1884)年の自由党解党後、故郷の高知県に戻った植木は、

家族制度改革に熱心に打ちこみ、地元紙土陽新聞を中心に数多くの論説を発表した。彼は文筆活動のみに自足せず、女性運動家たちと親交を深めて、集会や演説会で熱弁を奮った。高知県議会議員としても、高等女学校の設立を訴え、全国ではじめて公娼廃止建議を可決させる実績を挙げている。さらに代言人資格取得を目指して、記者業と政治活動のかたわら、法律書を乱読していた。

民法典論争開始から2月後の明治22年7月、植木は『女学雑誌』に「民法上及び其他に於ける夫婦の権利」を掲載した。これはフランス民法における女性の地位を詳述する啓蒙的論文である。そして翌8月、『国民之友』特別寄稿欄に「如何なる民法を制定すべき耶」が発表され、植木が理想とする民法像が世に問われた。植木枝盛の民法論は、彼の社会観、法律観の研究に幾たびか言及されたけれども⁶⁸、民法典論争史の枠内では、これまであまり取り上げられることがなかつた⁶⁹。

「如何なる民法を制定すべき耶」の基調となるのは、日本の伝統社会への厳しい批判である。植木の言によれば、日本は東洋に三千年のあいだ隔絶し、「文化至ること能はず、真理照すこと能はず、其風吹て改まらず、其水流れて新ならず」という有様である。「其の専制の政体、命令の主義」は国家だけではなく「一州一郡一村の上にも、一家一族の上にも堰塞として蠅蠅してきた。そうして「培養せられ因て榛々として繁茂したる風俗習慣とては極めて憎悪すべきもの」が多い。今や「封建先生」はいずれにあるか。彼は「驕昔の夢」であり「墓場に向って旅行」した身である。明治日本は「死人の衣」を脱ぎ、「自主の精神、独立の気象」を養

うべく「連民成国」をなさねばならない。

そして植木は、近々公布されるはずのポアンナード民法で、「野鄙」な慣習風俗の一新、戸主制の廃止と個人を単位とする社会制度の実現、親子間の依存からの脱却、夫婦・男女関係の近代化、兄弟姉妹の相続の平等、以上の5点が実現されるよう要求した。本稿では彼の主張を詳らかに論じる紙数がない。しかし、大局的見地からあるべき社会像を描き、そこから具体的要求をまとめあげたことは、その筆力とともに、民法論として出色である。穂積八束の「民法出テ、忠孝亡フ」と双璧をなすイデオロギーの発現として、「如何なる民法を制定すべき耶」の一編は評価されるべきであろう。

植木枝盛の主張に大きな影響を及ぼしたのは、彼の民法論の随所に言及される「アコラス氏」こと、フランス人法律家、エミール・アコラス (E. Acollas)²³⁾の著述とされている。アコラスは1826 (文政9) 年生まれ急進派民主主義者で、普仏戦争敗戦後に成立した第3共和制のもと、著述家、政治運動家として一生を送った人物である。彼は最晩年に刑務所監査官となるまでは市井にあって、ガンベッタほか穏健派のはげしい批判者であった。

アコラスがわが国に与えた影響は、実に興味深い問題である。西園寺公望をはじめとする多くの日本人留学生が、大学予備教育で糊口を養っていたアコラスに師事した。彼の法思想、政治思想は、『仏国民法提要』(明治13-17年)、『仏国法典改正論』(明治15年)、『政理新論』(明治17年)の翻訳書によって、相次いで明治日本に紹介されている²⁴⁾。主著であったナポレオン法典のコンメンタール、『仏国民法提要』全18巻が司法省発刊であったこと、また「門

人」を自称した西園寺ほか、弟子の日本人たちの高名ぶりもあって、アコラスは左派フランス法学者の大家と目されていた²⁵⁾。外国語を解さなかった植木とアコラスとの接点も、これらの訳書だったはずである。

全300タイトル679冊の植木枝盛旧蔵書は、同志社大学に遺贈され、今日まで伝えられている。さらに、植木は和漢書から花柳小説まで幅広く克明な購読・閲読書日記を残しており、彼の思想形成を考える材料は少なくない。従来の研究では、植木が参考にしたであろうアコラスの著作として、『仏国民法提要』が挙げられてきた²⁶⁾。だが、日記によれば彼が読んだのは、『仏国法典改正論』だけであつたらしい。これはアコラスの日本人生徒のひとりで、民法典論争当時には大審院判事と明治法律学校(のちの明治大学)校長をつとめた岸本辰雄の翻訳であった。同志社の植木文庫は、100年以上の保存期間のうちに134冊が失われ、また蔵書に残っていないながらも日記に現れない本も見受けられるので²⁷⁾、断定はできない。だが「如何なる民法を制定すべき耶」の執筆に、彼がアコラスの法思想の大綱である『仏国民法提要』を参考にしたという必然性は、内容の比較上も確認できないのである²⁸⁾。

さらに、『仏国法典改正論』からも、植木は個々の法理論をほとんど採用していない。そもそも、特殊な日本の慣習風俗を論ずるのに、フランス民法批判の引き写しでは不十分なのは明白であった。植木の民法論で提起された家族制度改革案のいくつかは、民法典論争開始以前の論説、「国家組織の基礎」(明治20年4月)や「相続論」(明治21年4-5月)にもあらわれている。それらで植木が主に引用し、影響を受

けたと目されるのは法律書ではなく、ジョン・ルボック (J. Lubbock) の『開化起源史』など、おもに人類学的見地から「未開」人の習慣風俗を論じる書物であった⁹⁴。

では、植木枝盛がアコラスから学んだものは何であったのか。植木は『仏国法典改正論』から数箇所、明らかな引用をしているけれども、そのうち「如何なる民法を制定すべき耶」の本旨に関わるのは、ナポレオンが「天性より論ずれば婦人は^{すなわち}則 我奴隷なり」と発言し、決して女性の保護者といえる人物ではなかったという逸話である。つまり、植木がアコラスの著作から読み取ったのは、制定後八十余年が経過したフランス民法も、自由主義の本義からすれば理想とすべき法典ではないという視座だったのではなかろうか。植木はアコラスを「断然同権の主義を革新する尊ぶべき愛すべき人」と呼び、その「新思想を汝親族篇の田地に播種して之を成長繁茂せしめん」と書いた。これは『仏国法典改正論』の「仮令今日未タ其勢力ヲ得サルモ其種子ヲ下シ漸次之ヲ長養スルトキハ必ス勃然興起ノ時有ラントス」という一節を踏まえた表現であろう⁹⁵。植木は明らかに、アコラスの生徒だったのである。

しかしまた一方で、植木枝盛は強烈な自我の持ち主であった。「植木大王」の印章を用い、日記では自らを天皇や神仏以上になぞらえて哄笑し、「植木枝盛は植木枝盛よりのみ学ぶ」と豪語したのが、植木枝盛であった。植木はアコラスを賞揚すると同時に、「吾輩は豈に唯た一個のアコラス氏をして之(筆者注、フランス民法親族編)を排撃するの榮を擅^{ほしいまま}にせしむ可けん哉」と、大見栄を切っている。これは決して空威張りの類ではない。植木が起草した憲法

案は当時、世界最先端の域にあったと評されている。植木枝盛の民法論も同様に、それまでの精力的な読書歴、政治活動を糧として、自らのうちにつちかったものと考えられるべきではあるまいか。「如何なる民法を制定すべき耶」を植木は、以下のように締めくくっている。

「読者は猶ほ且つ誤解すること勿れ。民法の制定に関して吾輩の希望する所のもの、僅かに以上の第一より第五に至るに止まるものなりと。吾輩は此他に於て猶ほ多くの希望を表すべき点を所有せり。爰に五個條に止めたるものは紙数限りあればなり。其他の個條に涉りて之を論ずることは蓋し期するに他日を以てせんのみ。

將さに新定せられんとする民法は耳あり耶。吾輩の汝に対して発射したる声を聞けりや。吾輩は汝に対して発射したる吾輩の声をして汝の鼓膜を破り汝の聴神経に響かしめんことを期したりき。冀くは忽にすること勿れ。噫此声は実に吾輩の衷情より発し来れり。」

植木枝盛が主張したような、抜本的な家族制度改革説は、民法論争中、他に例をみない。ボアソナード民法が倫理良俗を壊乱するとの批判に対して、法典断行派の主流は、法典が日本の風俗慣習を十分に斟酌していると火消しに躍起であった。国民感情をゆさぶるこのデリケートな問題については、徳川時代以来の旧習はすでに衰微している、あるいは「良俗」と「国粹」にかかわる慣習のみが保存されるべきなど、断行派は実に及び腰だったのである。『仏国法典改正論』の訳者、岸本辰雄にしても、フランス法学派の中心的組織、法協会と行動を共にして、アコラス＝植木流の過激説はとらなかつたらしい⁹⁶。フランス民法さえ不十分とは、植木枝盛にして、はじめて主張できたのではあ

るまいか。だとすれば、アコラースの法思想をもっともよく継受した日本人は、植木枝盛だったといえるだろう。表1では便宜上、彼を断行派に分類したけれども、その論旨は明らかにポアソナード法典の断行派の域を超えてしまっている。「革命的」という形容が相応しい民法論を、『女学雑誌』や『国民之友』などの有力媒体を通じて、女性と一般国民に説いた事実は、見過ごされるべきではない。

ただ、植木枝盛は民法の公布以前であったからこそ、このような理想論を打ち出せたのかもしれない。中村菊男氏が指摘した通り、明治23年に公にされた民法法文は、彼の望んだ民法像とかけはなれていた。これは、当時の資料からもうかがえるのであって、保守主義者たちは「新奇なる分子」が削られたことに胸をなでおろし、中江兆民創刊の東雲新聞は逆に、「現今の草案ハポアソナード氏の起稿とハ全く一変し随つて不道理の廉」が生じていると報じた⁸⁹。明治23年以降、具体的な論議が可能になってから、植木がいかなる所感をいだいたのか、日記や著作年譜にも、それを伝える資料は見つからない。そして、第三議會開会に先立つ明治25年1月23日、植木枝盛は宿病の胃カタルの悪化によって急逝した。彼が日本のアコラースとして、議会で警声を放ち、人々の「鼓膜」を破り「聴神経」を響かせる機会はこなかったのである。

第3節 明治23年、商法典論争

植木枝盛の法知識は、代言人資格を得るための自習の賜物であったことは先に述べた。だが明治18(1885)年、一回目の受験に植木は遅参して不合格となり、それから三度挑戦したが、

結局は代言人になれなかった。家永三郎氏、外崎光広氏は、植木ほどの俊才が不合格になるのがおかしいのであって、彼を危険視した政府が試験に介入したのではないかと示唆したが、真相がどうであったのかはわからない。植木が大量の法律書を購入、読了していたことは日記からうかがえるけれども、同時に政治活動家・新聞記者としても実に多忙を極めていた。当時の紳士録などをみても、植木は法律、あるいはフランス学の専門家としては評価されていないことがわかる。

一方で、自由党には確固たる第一人者が存在した。まず、中江兆民である。兆民は明治4(1871)年11月からおよそ2年半、フランスに遊学した。兆民は司法省派遣留学生でありながらも法律嫌いを自称して、フランスでは主に哲学、文学、歴史を学んだが、一応は弁護士について法律学も修めている。帰国後、明治初期の立法機関であった元老院の書記官となって、フランス語法學書や外交文書の翻訳・起稿に勤めた。明治10年に退官、その後の「東洋のルソー」としての活動は周知の通りである。

自由党左派の領袖、馬城大井憲太郎は、明治4年から9年まで兆民とともに元老院に奉職し、法律書『仏国政典』を翻訳出版するなどした。官を辞してからは代言人となり、明治15年に東京代言人組合副会長、26年には東京弁護士会会長に選任された。また、兆民、大井は明治初年には、ともに箕作麟祥の門下生であったから、心情的・党派的にも法典断行説に左袒しておかしくない。元老院時代には河津祐之と併せて「フランス学三羽鳥⁹⁰」と評されるこの二人は、自由党内のフランス学派の権威と位置づけられよう。ほかにも自由党内の法律家としては、

イギリスに留学して、日本人として初めてバリスター（英国法廷弁護士）となった星亨⁹¹、帝大法科卒業生で外務省に勤務後、自由党代議士に転身した三崎亀之助⁹²などがあつたが、明治25年の民商法典施行延期法案の採決に先立って法典論を発表していたのは、植木枝盛、中江兆民、大井憲太郎の三人にほぼ限定される。兆民と大井の法典論争参加は、論争中盤、明治23年末の商法典論争を契機とした。ここで、もうひとつの法典論争であった商法典論争について、概略を述べねばならない。

国会の開設とともに法典論争の主戦場は、新聞雑誌と演説会から、帝国議会に移行した。法典反対派は、明治23年11月にひらかれた第一議会で、年明けにせまっていた商法施行を阻止しようと、大々的に運動を開始したのである。商法典論争が、2年後の民法典論争におよぼした影響は少なくない。商法はドイツ人カール・ロエスレル（K. Roesler）の起草であつたが、しばしば民法と抱き合わせで論じられ、商法批判も民法の場合と同様、日本社会との不適合が根元的な理由となつていた。商法典論争はイギリス、フランス学派が互いの力を推し量る前哨戦となり、穂積陳重によれば「大阪陣」に先立つ「関ヶ原役」となつた。さらに、議会に多くの代表者をおくっていた商業家、富裕層が法典反対派にまわつたことは重要である。このとき全国の商工会議所は商法施行を目前にして決議、陳情に多々およんだけれども、法典断行派は大坂商工会議所などごく一部にとどまつた。

第4節 中江兆民、大井憲太郎と法典との距離

明治23(1890)年12月15日、商法施行延期

法案の衆議院審議がはじまつた。別表2に掲げた通り、議員発言者17人のうち、法曹関係者が11人、商業家2人、政治活動家2人、元官僚1人、教育家1人と、やはり議会で法律家が議論をリードして、そこに商業家などが加わつたという構図がみてとれる。さらに、フランス学派と法律学会出身の代言人が断行派を形成し、イギリス学派・商業家・吏党大成会も例外なく延期派に与したことは、法典論争の派閥的要素を色濃く示しているようだ。自由党所属の発言者5名のうち、延期論者は小西甚之助ひとりであつた。自由民権運動家出身の小西がなぜ商法反対に廻つたのか、彼のごく短い演説内容からは全く理由がうかがえない。ただ、第三議会で延期派の中心人物として活躍する三崎亀之助が、同郷の香川県選出であつたことも関係したかもしれない。

このとき、植木枝盛と中江兆民は議席保持者であつたけれども、特に議場で活動をした記録はない。第一回総選挙への出馬を見送つた大井憲太郎は、商法断行論のため大いに働いたと『馬城大井憲太郎伝』にあるが、その詳細は不明である。彼の機関紙、『あづま新聞』が掲載した友民居士名義の論説は、大井の商法問題についての意見を代弁するものであるという。

中江兆民の唯一の法典論は、12月14日、自由党主流派の機関紙、『自由新聞』に掲載された「商法の実施に就て」であつたようだ。それは1500字たらずの小品で、延期論者のいう法典の欠点にも一理あるとしたうえで、現今の経済界の混乱は、法典編纂によってのみ解決できると主張するものである。そして、「我議会に於て一たび点閲し委員を作りて之れが修整を為すこと」を提案した。衆議院議員300人のうち

には、法律家、代言人、あるいはドイツ・イギリス・フランスの学問に通じる者は少なくない。「単に実施と云はず単に延期と云はず、直に議会で把来りて乃ち議会の一案と為して、審議し修整し務めて完璧と無し以て我実業社会の利益を濟さんこと」が「議会の本分」と兆民はいう。

「議会の権に於て当然の事」として、議会に具体的な法案修正を任せよとの考え方は、憲法を論じた明治23年1月の論説、「衆議院議員の一大義務」にも見られる。しかし、このような折衷案は取り上げられることがなかった。12月16日、衆議院は商法延期法案を可決し、22日には貴族院も商法延期に同調した。

大井憲太郎の民法論も、1編のみ残っている。それは、翌明治24年8月、『法治協会雑誌』と『あづま新聞』によせたもので、イギリス法学者が信奉する慣習法の法体系は、特異な歴史的背景をもつイギリスにのみ可能なのであって、他のヨーロッパ諸国でも例がなく、日本に適用せんとするのは全くの不可能事である。文化的に遅れた日本の国民は、「一法律の下に斯民を立たしめ以て統治」せざるをえない。無闇に非法律主義をとるイギリス法学者たちと、「自ら為めにする所ありて商法を忌むこと蛇蝎の如き偽紳商輩は固より俱に国是如何を語るに足らず」と結論する。イギリス法学派のみならず、富裕層に批判の眼を向けたことは、のちに労働問題に傾注する大井の思想的関心があらわれたように思われる。

筆者が見出しえた中江兆民と大井憲太郎の法典論は、以上の2点のみである。帝国憲法については「通説一遍唯だ苦笑するのみ」と反応したという兆民、明治7年に民選議院設立をめぐって加藤弘之に論戦をしかけ、「馬城台二郎」

の筆名を高くした大井からは、もう少し華々しい活動を期待したくなるが、法典論争に対して彼らは比較的、大人しかったようだ。大井憲太郎については、いまだ十分な資料目録がなく、法典論争初期に兆民が主筆をつとめた『政論』新聞などは、明治22年7月から翌23年4月までの刊行期間のうち、30日分しか残っていない。したがって、他に資料が存在しないとは、言い切れない。あるいは一方で、彼らには大幅な修正の結果、フランス主義が骨抜きにされた法典を擁護する気持ちがなくなっていたとの推測も可能である。しかし、植木枝盛と異なり、兆民と大井がイデオロギー論争に身を投じなかったのには、いくつかの事情が働いていたのではないだろうか。

まず、植木枝盛、中江兆民、大井憲太郎の信じるころの「自由主義」のあり様に、少なからぬ差異があったことであろう。植木が独特の民法論を説くにいたったのは、女性運動への熱心な参加が理由であったことは、確かである。植木は多数の婦人問題関係の論説を残し、のちに『植木枝盛家族制度論集』、『植木枝盛婦人開放論集』が編まれたほどであった。

一方、兆民は明治21年7月、『国民之友』に「婦人改良の一策」を寄せ、女性が経済、法律、文芸に大いに参加して「生意気」にならねばならぬ、男女ともに習慣上の抵抗はあるけれども、そうした生意気を尊ばねばならぬ、と意見を述べた。他にも数編残る兆民の婦人論は、決して軽視されるべきではないけれども、まず量的に植木枝盛におよばず、その性格も女権擁護と制度改革をうったえるものではなくて、女性の自意識（兆民は「心術」という）向上を呼びかける啓蒙的な性格であった。『馬城大井憲太郎

伝』には婦人問題、家族制度論の類はあらわれない。大井がはたしてこの問題についてどのような意見をもっていたか、意見の欠如というだけでは判然としないけれども、家庭では彼が何かにつけては長男をひいきして、「女の子は大井の家では大事ではない」といっていたらしいことは、いささかの傍証になろう⁶³。したがって、兆民、大井には、植木のように止むに止まれぬ思想上の欲求から、伝統慣習と民法を論じようという気持ちは、なかったのではあるまいか。植木の特殊性は、法典問題における兆民・大井との比較からも、抜きん出ていることがわかる⁶⁴。

また、政治家としての立場からは、法典問題の優先順位は三人にとって一様に低かったように推測される。特に商法は、彼らがこれまで擁護を訴えてきた自由民権に直結するものではない。植木枝盛にしても、第一議会の課題としてかけた17項目のうち、「法律の制定、民法商法訴訟法の制定、刑法治罪法の確定」は、政府組織、財政、外交、憲法などに譲ること、15番目に位置づけていたにすぎない⁶⁵。法学会意見書が発表されて論争が最初の盛り上がりを見せた明治22年春には、大同団結運動が分裂の危機を迎えており、その後も兆民、植木らは党の分裂回避に腐心していた。そして議会が開設されてからは、予算問題や選挙干渉など、民党には譲れない問題が山積していたのである。自由党機関紙、党大会などで、法典問題はほとんど触れられない。法典は無理解と無関心、そして他の重大問題のあいだに埋没していったのではなからうか。

最後には、物理的な「距離」があげられよう。法典論争の中盤以降、彼らと法典、また政治と

の別離は決定的なものになった。明治24年2月、熾烈を極めた予算審議で、林有造、片岡健吉、植木枝盛ら自由党土佐派が突如、政府予算案支持を表明し、自由党が主張していた予算緊縮は成らなかった。憤激した兆民は衆議院を「無血虫の陳列場」と罵り、アルコール中毒を称して辞表を叩きつける。明治24(1891)年7月、兆民は北海道に渡った。そして政治活動には先立つ資金がなくてはならぬと、事業に乗りだしては失敗をかさね、長い雌伏の時期にはいるのである。

明治25年2月、大井憲太郎は、樺山資紀の蛮勇演説をきっかけに議会在解散されたあとの、第二回臨時総選挙にはじめて立候補した。選挙干渉によって全国に死者25名、負傷者388名が生じ、民党と政府の対立が危機的状況に陥りつつあったこのとき、大井の敵は政府よりも自由党内部にあった。大井の政治地盤は関東の自由党勢力「関東会」であったが、一年半の洋行から帰朝した星亨が、栃木県第一区に満を持して乗り込んできたのである。同選挙区の大井派候補は落選し、大阪で出馬した大井もまた議席獲得に失敗した。一方の星亨は、親しい関係にあった陸奥宗光の援護を得て、一息に衆議院議長の座を射止めた。

4月25日、大井の意をうけた一部の関東会幹部は、党組織改革と地方支部の自治を要求する建議書を自由党大会に提出するが、全く支持を集められずに提案は否決された。6月18日には、関東会所属の代議士十余名が脱会を表明し、さらに板垣退助、河野広中、星亨らの自由党主流派が、大井の機関誌『自由平等経綸』との関係謝絶を公表するにいたって、大井は自由党内でついに失脚した⁶⁶。同28日、大井は自

由党を離党し、東洋自由党の設立を宣言する。ちょうどこのころ、議会では法典施行延期法案の採決がせまっていたが、大井は民法どころではなかっただろう。法治協会演説会の広告には、参加予定者に大井の名前があるけれども、大井が姿を表したという記録はなく⁶⁹⁾、『自由平等経綸』も法典問題を雑報程度の扱いしかしていない⁷⁰⁾。大井が衆議院議員となるのは、明治27年5月、第三回選挙に大日本協会派から立候補した後のことであったが、彼が自由党、あるいは政治の主流に返り咲くことはなかった。

おわりに

明治25(1892)年5月2日、第三帝国議会在開会され、民法典論争は最終局面をむかえた。それまでに法典論を発表していた自由党幹部は、植木枝盛、中江兆民、大井憲太郎の3名のみであった。ところがその誰もが、衆議院審議に加わることがなかったのである。植木枝盛はこの年の1月に没していた。中江兆民は北海道にあって、小樽の北門新報主筆となっていた。大井憲太郎は政争に敗れ、捲土重来を期して活動中であつた。かくして、自由党はポアソナード民法の最大の支持者、あるいは理解者を失ったまま、民商法典施行延期法案の採決に臨んだのである。

このとき、植木枝盛の思想的立場をひきついだひとりは、「如何なる民法を制定すべき耶」の掲載誌、『国民之友』の主宰者、徳富蘇峰であった。当年29歳の青年蘇峰は、当時、婦人改良論、家族制度改革説を言論活動のテーマとして、民法典論争中でも陸羯南の新聞『日本』と鞘当てを起こすなど、保守主義との対決姿勢をしめしていた⁷¹⁾。蘇峰は植木枝盛と幾たびか

往来があり、植木の急進説に完全に同調したわけではなかったが、思想的・心情的に近いものを感じていたであろう⁷²⁾。5月23日発行の『国民之友』は、「法律は、時として社会を啓発するの要あるを知らざる乎。…新風旧習混沌の社会は、早晚何にか之を決せざるべからず。已に之を復古せしむる能はずとせば、寧ろ、法律を以て維新せしむるの要ある也」と唱えた。そして個人に固有の権利を認めず、権利は国家から付与されるものとするドイツ法学流の国家観は、その出自においては「最旧陳腐」、理論としては「最新未試験」と攻撃した⁷³⁾。表1に併載した自由主義イデオロギーからの国家主義批判は、このときはじめて法典論争と結びついたようだが、議論は不完全燃焼のまま終わったらしい。

5月23日、断行派法学者の梅謙次郎と本野一郎は板垣退助を訪問して、自由党が一致して断行説をとるよう説得にあたった。しかし、所属議員に延期論者が少なくないことを理由に、板垣は法典を「党議問題」とすることは難しいと回答し、個人的意見として法典支持を党員たちの前で演説するにとどまった⁷⁴⁾。断行派は人事編の一部延期という妥協案をうちだし、その主唱者に自由党と改進黨それぞれの有力者、河野広中と島田三郎を擁して、最後の逆転をねらったが、6月10日、衆議院はこの一部延期案も152対107で否決した⁷⁵⁾。ポアソナード民法典の運命はこのとき決したのである。

植木枝盛、中江兆民、大井憲太郎の三者が自由党で活動を続けていたとすれば、民法は少なくとも衆議院で支持されたであろうか？ 第三議会における議員の発言と動向の分析は、また機会を改めて論じたい。ただ、あくまで推論であるけれども、やはり法典論争の結果は変わら

なかったのではないだろうか。今日の歴史認識上は、兆民たちは思想的巨人と位置づけられているけれども、初期帝国議会の現実では、彼らは政治的敗者・不適合者だったからである。このころ自由党から吏党に転向した井上角五郎らの機関誌『政議』はいう。「吾国政党の樹立以来十又余年、…其党员等の言論を詮究すれば、大概往事の詭激論派にして、抽象的空理の波を掲げ、されば即ち誤謬の想像の淵に陥り、其現

実に就て然正鵠を得るもの幾んど罕なるが如し、今夫れ憲法既に成り議會亦た第二期を過ぐ、世は立憲政治の理義を説くの時代に非ずして宜しく之を實行すべき機運に会せり⁴⁰⁾」と。議會政治とは、それまでの理想の結実であると共に、現実主義のはじまりであった。時代の要求から外れつつあった彼ら三人は、法典問題においても、明治日本の趨勢を動かさなかったのである。

表1 新聞、雑誌に発表された自由派民法論

日付	著者	論題	主張	発表媒体
22/07/12	国民之友	法典編纂に関する一二の意見	断行	国民之友 56号
22/07/20	植木枝盛	民法上及び其他に於ける夫婦の権利	断行	女学雑誌 171号
22/08/22	植木枝盛	如何なる民法を制定すべき耶(1)	断行	国民之友 60号
22/09/02	植木枝盛	如何なる民法を制定すべき耶(2)	断行	国民之友 61号
22/11/20	高橋庄之助 ⁴⁰⁾	条約改正と法典編纂	断行	新演説 17号
23/04/13	国民之友	民法の發布	断行	国民之友 79号
23/10/20	中江兆民	国家の夢、個人の鐘	参考	自由新聞
23/11/8	星亨	個人主義及び国家主義	参考	江湖新聞
23/11/13	植木枝盛	国家及国民的の文字	参考	自由新聞
23/11	植木枝盛	日本帝国の政治法律は自由主義を大本とし且つ一個人主義を基礎とすべき事	参考	未刊行か、国会図書館憲政資料室所蔵文書
23/12/14	中江兆民	商法の実施に就て	中立	自由新聞
24/01/11	友民居士	商法！延期！	断行	あづま新聞
24/08/12	大井憲太郎	我が帝国ニ於ケル法典ノ利害如何	断行	法治協会雑誌 2号
24/08/13	大井憲太郎	我が帝国に… (1, 内容は同上)	断行	あづま新聞
24/08/14	大井憲太郎	我が帝国に… (2, 内容は同上)	断行	あづま新聞
25/05/23	国民之友	法典延期論の解剖	断行	国民之友 155号
25/06/01	自由平等経綸	法典問題	断行	自由平等経綸 27号

表2 商法典論争衆議院発言者 (明治23年12月15日, 16日)⁴⁰⁾

発言者名	所属・選挙区	主張	経歴、備考
永井松右衛門	大成・愛知	延期	商業家、銀行家、新聞社主、商法延期法案提出者
豊田文三郎	彌生・大阪	断行	教育家、元大阪市会議長、のちに法治協会支部長
元田肇	大成・大分	延期	帝大法科卒 ⁴⁰⁾ 、代言人、大同団結運動参加
光妙寺三郎	無・山口	断行	仏留学、元法制・外務官僚
岡山健吉	議員・静岡	延期	帝大法科卒、東京代言人新組合会長
菊地侃二	彌生・大阪	断行	北洲舎出身、代言人、元大阪府会議員
小西甚之助	彌生・香川	延期	元自由民権運動家、元香川県会議長
井上角五郎	彌生・広島	断行	慶応義塾卒、元政治運動家・記者
大谷木備一郎	大成・東京	延期	帝大法科卒、東京代言人組合会長
宮城浩蔵	無・山形	断行	司法省法学校卒、仏留学、元法制官僚、代言人
田中源太郎	大成・京都	延期	元京都府会議員
家永芳彦	彌生・長崎	断行	ドイツ学を学び江藤新平と親炙、代言人
末松謙澄	大成・福岡	延期	東京師範学校中退、英留学、元官僚
高梨哲四郎	無・東京	断行	元大蔵省翻訳局職員、遵義舎出身、代言人
関直彦	無・和歌山	延期	帝大法科卒、元東京日日新聞社長、のちに弁護士
井上正一	無・山口	断行	司法省法学校卒、仏留学
箕作麟祥			司法次官、政府委員として発言
今井磯一郎	大成・愛知	延期	商業家、元愛知県会議員

凡例：彌生＝彌生倶楽部（立憲自由党、明治24年3月より自由党に改称）、議員＝議員集会所（立憲改進黨）、大成＝大成会、無＝無所属

しかし、学術論争としてのイギリス学派の勝利と、帝国議会と社会における保守主義の優位のみが、民法典論争のすべてではないことは、本稿によって明らかになったであろう。イデオロギー論争は存在しなかったのではなく、家族制度変革を叫ぶ声は確かにあがっていたのである。そしてイデオロギーが民法典論争の主題とならなかった理由として、法典の性格如何のみならず、自由主義者たちを退場させた諸事情も考えねばならない。植木枝盛の特異な民法論、また兆民、大井憲太郎がなぜ論争に不徹底だったのかという問題は、法典論争の総体のうちでは一挿話であるかもしれない。しかし、民法典論争の性格、また家族制度史の理解のために、欠くべからざる一事ではなかろうか。

〔投稿受理日 2004.9.30 / 掲載決定日 2004.12.20〕

注

- (1) 板垣退助を中心に自由民権運動をおこした人々の組織は、いくたびか分裂・解党・改称をくり返し、その呼称は一定しない。本稿では便宜上、政党組織としての「自由党」、政党化されていない思想・政治集団としての「自由派」と、呼称を統一した。
- (2) 星野通『民法典論争史』(河出書房, 1949) 254頁。
- (3) 中村菊男「民法典論争論の経過と問題点(中)」(『法学研究』29巻7号, 1956, 『新版近代日本の法的形成』所収) 30頁ほか。
- (4) 内田貢『民法I』(東京大学出版会, 第2版補訂版, 2000) 25頁。
- (5) ボアソナード民法に伝統主義的見地から最も強硬に反対した貴族院議員、村田保については、手塚豊「明治二十三年民法(旧民法)における戸主権(二)」(『法学研究』27巻6号, 1954) などがある。また、陸羯南の民法観は野田良之「ボアソナードと陸羯南」(『法学志林』71巻2・3・4合併号, 1974)、政府系新聞にあらわれた保守思想は、依田精一「民法典論争と明治憲法体制」(『東京経済大学学会誌』, 1975) に詳しい。

保守主義者と民法典論争の関係には、いまだ不明の点が多い。たとえば、保守党中派をひきいた貴族院議員鳥尾小弥太は、保守主義者でありながら第三議会開会とともに法典支持に転向した注目すべき人物であるが、彼の主張と動向は、先行研究ではほとんど触れられない。筆者の早稲田大学社会科学研究所平成15年度提出修士論文「民法典論争の一考察…旧自由党系・国権派新聞雑誌の検討を中心として…」を参照されたい。

- (6) 前掲『新版近代日本の法的形成』3頁。
- (7) 明治23年の民法典公布までは、一般誌の民法評論には原則論が目立つ。民法草案は法曹関係者の内覧に付され、私立法律学校でも教授が許可されていたことから、何らかの伝手があれば一般人がみることも不可能ではなかった。しかし、植木枝盛、陸羯南はともに、法典編纂の秘密主義を批判し、草案を見るあたわずという姿勢を崩さなかった。法文が具体的に言及されないことが、これらの論説を軽視する理由にはならない。植木枝盛「如何なる民法を制定すべき耶」(『国民之友』60・61号, 1889)、陸羯南「日本民法草案及び其起草者」(『日本』, 1889年5月12日号)。
- (8) 穂積陳重『法窓夜話』(岩波文庫, 1926年発行第8版, 1916年初出) 333頁、「非法典編纂の建議」(『日本』, 1889年5月5日号)。
- (9) 法学会意見書は、たとえば新聞では『東京日日新聞』と『日本』に5月19日、大阪の『東雲新聞』に21日、高知の『土陽新聞』に24日の掲載が確認できる。
- (10) 奥平昌洪『日本弁護士史』(巖南堂, 1914)、森長英三郎「在野法曹八十年小史」(『法律時報』, 1960年4月号)。立志社法律研究所では、イギリス法、フランス法がともに教授されていたという。
- (11) 三大事件建白書執筆者の考証は、『植木枝盛集第6巻』(岩波書店, 1991)の解題, 429頁以降を参照。外交に関する部分は、栗原亮一が起草したとの異説もあるが、植木は自叙伝に自らの著作と公言している。
- (12) 大津淳一郎『大日本憲政史第3巻』(宝文館, 1927) 40頁。
- (13) 当時、法典問題が、あたかも条約改正の下準備に過ぎないかのように論じられることが多々あった。

このことをもって、民法典論争における条約改正問題の役割が、先行研究ではいささか過大視されてきたように思われる。条約改正の進捗状況、交渉をめぐる見解が、民法典論争における個々人の動向に少なからず影響したことは事実である。しかし、条約改正へのスタンスが、法典問題への一定の立場につながることはなかったようだ。法典延期派は一様に両問題の分離を唱えていたけれども、断行派の条約改正観は様々であった。外相榎本武揚は条約改正のためにこそ法典整備をいそがねばならないと力説したが、同じ断行説の植木枝盛、徳富蘇峰、保守党中正派は、こうした見解を排斥している。条約改正は民法を論ずるのに不可欠の前提ではあったものの、民法典論争の本質に及ぶものではなかったとするのが、妥当ではないだろうか。

- (14) 遠山茂樹「民法典論争の政治史的考察」(『法学志林』49巻1号, 1951)。
- (15) 本表は、『植木枝盛集』、『中江兆民全集』、『馬城大井憲太郎伝』のほか、『東雲新聞』、『あづま新聞』、新聞『自由』、雑誌『政論』、雑誌『自由平等経綸』などの自由党関係の新聞雑誌を、明治22年5月の民法典論争最初期、明治23年の法典公布と第一議会、明治25年の第三議会の時期を中心に閲して作成した。
- (16) 前掲「民法典論争の一考察…旧自由党系・国権派新聞雑誌の検討を中心として…」。
- (17) 以下、植木枝盛については『植木枝盛集』(岩波書店, 1990-1991)のほか、家永三郎『植木枝盛研究』(岩波書店, 1960)、外崎光広『植木枝盛と女たち』(ドメス出版, 1976)、外崎光広『植木枝盛の生涯』(高知市文化振興事業団, 1997)、米原謙『植木枝盛』(中公新書, 1992)を参考にした。
- (18) 中村雄二郎「法思想家としての植木枝盛・覚え書」(『総合法学』7巻1号, 1964)、後藤正人「自由民権運動と法」(長谷川正安・渡辺洋三・藤田勇編『講座革命と法第3巻』所収, 日本評論社, 1994)。
- (19) 植木枝盛の法典論争参加については、家永三郎「新民法精神の萌芽」(『史学雑誌』61巻10号, 1952)ではじめて指摘されたようである。そして依田精一「民法典論争と近代社会思想」(『季刊社会思想』2巻4号, 1972)が、植木・蘇峰・女学雑誌の

ラインで共通する家制度批判を紹介している。また、松本暉男「民法典論争の家族制度史上の意義」(『関西法学論集』14巻1号, 1964)は、民法典論争を、「西村茂樹=村田保型イデオログ」と「植木枝盛=森有礼型イデオログ」の対立として概念化した。本稿は、松本氏が今後の課題とした、実証的研究によるこうした思想構造の確認の一助を試みるものと位置付けられよう。

- (20) アコラースについては、米原謙「エミール・アコラースのこと」(『書齋の窓』367号, 1987)、前掲「自由民権運動と法」、後藤正人「植木枝盛とエミール・アコラース」(『植木枝盛集第8巻』月報, 岩波書店, 1996)、井田進也『中江兆民のフランス』(岩波書店, 1987)、立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』(岩波書店, 1990-1997)。
- (21) 『仏国民法提要』(小島龍太郎訳, 司法省刊, 1880-1884)、『仏国法典改正論』(岸辰雄・内藤直亮訳, 知新社, 1882)、『政理新論・前編卷之上』(西園寺公望序, 中江篤介校, 酒井雄三郎・白石時康訳, 日新閣, 1884)、『政理新論・前編卷之下』(西園寺公望序, 中江篤介校, 酒井雄三郎・白石時康訳, 小笠原書房, 1884)。
- (22) 前掲『中江兆民のフランス』。明治15年から洋行した板垣退助もアコラースに面会している。中江兆民は元勳たちの有望家訪問について、「知識の買出し」、「スタイン大先生アコラース大先生に政事の相談にゆくも当然なり」と擲論した。中江兆民「欧米は師匠国なり」(『東雲新聞』明治21年10月25日、『中江兆民全集』14巻所収)。
- (23) 前掲「自由民権運動と法」、「植木枝盛とエミール・アコラース」。
- (24) 『植木文庫目録』(同志社大学図書館編・発行, 1975)45頁。たとえば基本的なフェミニズム文献で、書込から植木が比較的丹念に読んだことはわかるヘンリー・フォーセットの『政治談』(渋谷健爾訳, 自由出版社, 1883)は日記に登場しない。
- (25) 『仏国民法提要』中の具体的な民法改革案は、第1巻付録の「民法協会議事録」に限定されるようである。「民法協会」は、1866年にアコラースらが民法改革を企図してはじめての研究会で、同年発行の『仏国法典改正論』原著は、その成果をまとめたものであった。「民法協会議事録」の要旨は、ほぼ

『仏国法典改正論』に受け継がれている。

- (26) 同志社大学には植木手沢の『仏国法典改正論』と『開化起源史』が共に残されている。筆者は十数冊の関係する書込本を閲覧したが、植木は大抵、書物の論旨よりも、自分が気に入った傍証、表現、比喻などに点をつけ、「卓説」、「妙喩」など短評を記すに留まっている。『仏国法典改正論』の書込は1箇所、ナポレオン法典下の結婚は「法律ノ權威ヲ以テ強姦ヲ犯サシムル」に等しいという節に、朱筆で圈点が付され、ページ上部に、この表現は「割切」とあるのみである。
- (27) 前掲『仏国法典改正論』157頁。
- (28) 「法治協会大会の景況」(『日本』, 1892年5月17日号)。「帝国議会議員候補者列伝」(庚寅堂, 1890, 『日本人物情報大系』再録)の「久シク仏国自由ノ空气中ニ起臥シ、且該国諸政事ト交ハリシヲ以テ、大ニ進歩主義ヲ懐クモ、而モ仏国ノ弊タル輕躁過激ノ論ヲ喜ハス、即チ仏人カ進取ノ思想ヲ以テ、英人カ沈着ノ気象ヲ尚トヒ、保守ニ陥ラス急進ニ失セス、中正ナル進歩主義ヲ執リト云フ(読点筆者)」という岸本評は、彼の思想傾向を示唆するものである。
- (29) 陸羯南「民法全く成れり」(『日本』, 1890年10月9日号)、「民法草案」(『東雲新聞』, 1889年12月6日号)。このころ、兆民は東雲新聞を離れ東京に戻っていた。
- (30) 前掲『中江兆民のフランス』284頁。
- (31) 星亨は、商法典論争では断行説をとっていたと読売新聞1890年12月15日号にみられるが、第三議会当時は衆議院議長であったためか、法典問題について意見を表明した形跡はない。
- (32) 三崎亀之助は、自由党内での法典延期派の要であったらしいが、本稿では遺憾ながら彼の活動について筆が及ばなかった。三崎は大井憲太郎と近しく、大井が失脚した後も自由平等経綸社の社員であったことは、民法典論争との関係からも興味深い。
- (33) 「父 大井憲太郎の思いで」、平野義太郎・福島新吾編著『大井憲太郎の研究』(風媒社, 1968)所収。一方の兆民は、「父権をふりかざした昔流の父ではなく、家庭では、奇矯な父でもなく、面白いやさしい父であった」そうである。鈴江浪子「祖父兆民のこと」『中江兆民全集7巻』月報(岩波書店, 1984)。
- (34) 家永三郎氏は、植木枝盛が外国語を解しないにもかかわらず、明治30年以前では彼がもっともよく西洋近代精神を理解し、最高の民主主義精神に到達していたと賛辞を惜しなかつた。家永三郎『革命思想の先駆者』(岩波新書, 1955)。
- (35) 植木枝盛「政務取調方法順序」, 憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』692。
- (36) 「関東倶楽部関東会と分離す」ほか(『日本』, 1892年6月22日号)。
- (37) 「法典断行演説会」(『日本』, 1892年5月16日号)。
- (38) 『自由平等経綸』は、1892年6月1日号時事欄にごく簡単な断行論を掲載したが、施行延期が決まった後の6月15号では、「新法典も未だ完全を去る速きものなれば已に延期と決せし以上は延期するも可なるべし」と、実に淡々としていた。
- (39) 「国民記者の譏誣」(『日本』, 1892年5月30日号)。
- (40) 高野静子「徳富蘇峰と植木枝盛」(『日本歴史』431号, 1984)。
- (41) 国民之友社説「法典延期論の解剖」(『国民之友』155号, 1892)。
- (42) 「法典実施派板垣伯を説く」(『東京朝日新聞』, 1892年5月25日号)、「板垣伯の意見」(『日本』, 1892年5月25日号)。
- (43) 「衆議院見聞録」(『日本』, 1892年6月11日号)。
- (44) 「発行の旨意」(『政談』1号, 1892)。
- (45) 高橋庄之助については、まとまった伝記資料が存在しない。新聞雑誌の断片的な情報によると、彼は自由民権運動に深くかかわっていた代理人で、後年には明治法律学校の評議員にもなっている。このときの演説は、条約改正のために法典整備をいそがなければならぬ、伝統習慣は十分に法典に取り入れられている、といった趣旨であった。
- (46) 表2の作成は、『衆議院議事録』、『第一回議會乃至第六十三回議會 衆議院党籍録』、『衆議院議員略歴 第一回乃至第二十回総選挙』、『日本人物情報大系』、『日本法曹界人物事典』、『日本近現代人物履歴事典』、『明治過去帳』、『大正過去帳』、『読売新聞』CD-ROM版などに拠った。
- (47) 現在の東京大学法学部の名称は、「大学南校」、「開成学校法学科」、「東京大学法学部」、「帝国大学法科」と変遷したが、本表では「帝大法科」に統一した。